

1. 東日本大震災に係る雇用管理上の対応

3月11日に三陸沖を震源とする巨大地震が発生し、震源地近くの被災地では地震と津波による被害が、被災地より離れた地域でも、関東地方では交通機関や電力供給に影響が生じています。このような状況を受け、厚生労働省では、先月号外でお伝えいたしました休業に関するQ&Aに加え、震災に伴う解雇などについて第2版として、更に通知されました。

震災に伴う解雇については、まとめると次のような内容が示されました。

解雇の理由が今回の震災によるものであっても、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」との規定(労働契約法)に従い、無条件に解雇や雇止めが認められるものではない。また、労働基準法では、「天災事変その他やむをえない事由のために事業の継続が困難となった場合」に労働基準監督署の認定を受け解雇予告・予告手当の支払いをせずに即時解雇することができることとされており、今回の震災で事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために事業の全部または大部分の継続が不可能となった場合には、原則的にこれに該当すると考えられる。事業場の施設・設備が直接的な被害を受けておらず、取引先や交通機関の被災により原材料の仕入れや納入が不可能になったことにより事業の全部または大部分の継続が困難になった場合は、原則としてこの「天災事変その他やむをえない事由のために事業の継続が困難となった場合」とされないが、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間等を総合的に勘案し、例外的に該当する場合が考えられる。

その他、派遣先が被災した場合の派遣労働者に対する派遣元の対応、採用内定者への対応、1年単位の労働時間制の取扱いが新たに示された事項となっています。今後の状況により、新たな項目や具体的な取扱いが更に追加されることも考えられます。雇用保険等の制度の特例措置と併せ、チェックしておきたいものです。

2. 外国人の雇入れ、あれこれ

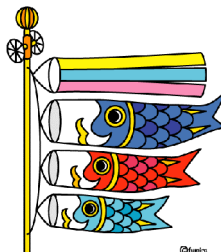
前回お話しした在留資格ですが、その在留資格による活動のほかに、収入を伴う活動を行おうとする場合には、あらかじめ入国管理局から資格外活動の許可を受ける必要があります。資格外活動許可を受けている場合は、資格外活動許可証を持っていますので、これにより確認することができます(なお、在留資格「文化活動」についての許可は、事後的なものとなります)。就労ができない在留資格で資格外活動許可も受けていない場合は、パート・アルバイトであっても雇い入れることはできませんので注意しましょう。なお、この許可は、本来の在留資格の活動を妨げない範囲で与えられます。具体的には、留学生:28時間/週(教育機関の長期休業中は8時間/日)、家族滞在、特定活動:28時間/週、文化活動:個別に決定、となります。なお、風俗営業に関するものには認められていません。

このようにいくつかの条件をクリアして採用となった場合についてですが、日本人労働者と同様に、労働法が適用されません。賃金等の差別はできません。労働条件通知書又は雇入書はきちんと説明の上、交付するようにしましょう。また、労働保険・社会保険についても、その要件を満たせば加入しなければなりません。

ところで、雇用対策法により、外国人労働者を採用した場合、また、外国人労働者が離職した場合には、その外国人労働者が「特別永住者」及び「外交」、「公用」の在留資格の者を除き、ハローワークへ届出を行うこととされています。これは、その労働者が雇用保険の被保険者であるといにかかわらず、届出を行うこととなります。また、以前から雇用していて、未だ届出を行っていない場合も同様となります。

編集後記

先日、屋形船でのお花見に行きました。毎年恒例の行事なのですが、今回は震災後まもないため開催を検討しましたが、自粛ばかりではなく経済も回さねばという志で決行しました。人数連絡を旅行会社にした時、8割がキャンセルの現状の中、心から喜ばれ、屋形船のスタッフの方からも当日、仕事があっよかったですと御礼を言われました。節電のため、残念ながら桜はライトアップされていませんでしたが、建設中のスカイツリーと満開の桜を見て、元氣ももらい、開催してよかったのではないかと感じています。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)